

平成29年度事業計画

平成26年度にいわゆる「担い手3法」が一体的に改正されたのを受けて、公共工物品質確保法の運用指針が公表され、また昨年は建設業法の改正が施行されました。

建設産業は技能労働者の高齢化と若手入職者の減少・離職率の高止まりが続いており、数年先には、技能労働者の約3割、100万人超が離職し施工力と建設需要との逆転が予想され、労働力の確保が企業の存続を左右する最重要課題となることが危惧されます。

将来にわたる担い手の確保・育成という法改正の理念に基づき、既に公共工事設計労務単価の見直し、変更契約における適正な対応、技術者資格要件の緩和、社会保険未加入対策の強化、標準見積書の活用などの具体的な施策も実施されております。さらに「建設キャリアアップシステム」などの新たな施策も、今後急速に展開されることと思われま

す。一方、国土交通省は担い手の確保・育成を図るためには、建設現場における生産性の向上が必須の条件であるとの認識のもとに、「i-Construction」を推進することとしております。施工現場において、「ICT(Information and Communication Technology、情報通信技術)の活用」、「規格の標準化」、「施工の平準化」を進めることにより、労働生産性の改善を図る取組です。

かつての「建設CALS」の時代から徐々に推進されてきたIT化の流れは、今後大きく加速するものと予想されます。

既に東日本大震災から6年が経過しました。この間、地域の建設業は様々な課題を抱えながらも災害発生時の緊急対応、復旧・復興に大きな役割を果たすとともに、地域を支える基幹産業として、社会資本の整備、雇用の維持、県民所得の下支え、生活環境の維持等の重要な責務を担ってまいりました。

安倍内閣は、いわゆるアベノミクスによる景気回復と地方創生を進めております。公共事業は経済活性化の重要な柱と位置づけられ、「国土強靱化」という理念に基づき、社会資本整備を促進していく方針が示されております。

建設業界では、建設投資の長期減少傾向に一定の歯止めが掛かったものの、今後も大きな需要が見込まれる首都圏等と、公共工事量が減少している地方との地域間格差、さらには大手と中小の企業間格差が顕在化しており、地域建設業は依然として先行きが不透明な状況に置かれています。国土のグランドデザインに基づく長期的な公共投資の展望が示されることを希望するものです。

こうしたなか、青森県の平成29年度一般会計当初予算は6,846億円、年度当初比で124億円、1.8パーセントの減となったものの、貸付金・人件費・公債費の減少が進展した財政構造改善が図られた内容となっております。

このうち、公共事業関係費が一般公共事業費と国直轄事業負担金の合計では、昨年同期

の比較で3.1%減の639億円余となりましたが、震災復興関係の減少や津軽ダム負担金の減額を除くとほぼ現状維持の規模となりました。普通建設事業費全体では2.0%減の1,267億円余ですが、このうち単独事業費は9.3%の大幅増となっています。

また災害復旧事業費については、過年度災害復旧事業の増額により、今年度は5.1%増の43億円余となっています。

地方経済にとっては、ようやく改善の兆しを感じられる状況ですが、私どもはどのような環境にあっても、地域経済と県民生活における重要な役割を自覚し責任の重大さを再認識して、建設業界を取りまく諸課題に対応していく必要があります。

当協会は、組織の強化を図りながら全国組織等との連携を保ち、多くの課題に対応していく必要があります。同時に会員企業の持続的な発展に向けた取組が求められます。

このため、当協会は建設業に関する行政担当者及び発注者との意見交換および要望などの場を設けるなどして、課題解決のための活動を展開するとともに、公共事業と地域維持に対する理解を求めてまいります。

今年度予算に計上された公共事業関係費、県単独事業費については、当協会会員をはじめとする地元企業の受注の確保に一層の努力をしなければならないと考えております。

常置委員会および青年部会の活動を通じて、社会保険未加入企業問題への対応、ダンピング対策の徹底、不良不適格業者の排除、国土強靱化地域基本計画の推進など、建設業界が直面する様々な課題の対応にも真剣に取り組んでいくことといたします。

特に、担い手の確保・育成を図るための事業として、「就職前準備研修」を継続して実施いたします。また、青森県県土整備部と連携して会員企業のインターンシップに関する情報を一元的に発信する「土木系人財県内定着プロジェクト」に協力してまいります。

また、当協会の会員企業を主体とする地域防災力の強化推進を図ると同時に、「公共施設防災パトロール」の受託による災害発生時の緊急対応力の更なる向上を図ります。

国土交通省の推進する工事情報共有化については、本年度から青森県発注工事でも試行が予定されております。当協会によるシステム提供事業を続けるとともに、さらに有効な活用について検討してまいります。

また本年度も、建設業を取りまく環境の変化に対応して、ICT（情報通信技術）、独占禁止法、BCP（事業継続計画）、廃棄物処理法令改正等に関する講習会・研修会を実施し、会員企業の評価向上を図ってまいります。

さらに、施工実態や経営状況等に関わる各種調査事業を実施して、要望・提言活動の基礎となるデータの蓄積に努めてまいります。

当協会は一般社団法人として今後とも、本部・支部が一体となった運営を行っていかなくてはなりません。こうした諸課題に対処しつつ、県民の信頼を得る業界を目指し「活力と魅力あふれる産業」として一層の発展を図るため、本年度は次の諸施策を実施していく方針です。

1. 事業推進の主要方針

…「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の具体的な取組みを求めて…

公共事業費の安定的確保と国土強靱化計画の推進について

公共工事施工平準化のための政策について

東北地方に対する公共投資の傾斜配分について

国、県、市町村等の発注工事の適期発注及び地元建設業者への優先発注対策について

公共工事の適正積算、適正工期の確保および適切な設計変更の対応について

ダンピング受注防止対策について

若年建設労働者確保対策及び建設雇用改善推進事業、建設業担い手確保・育成コンソーシアムの促進、就職前準備研修の実施、土木系人材県内定着プロジェクト、建設キャリアアップシステムについて

適切な入札、契約制度の実現と対応施策の展開について

「建設系廃棄物マニフェスト」の普及促進と建設副産物有効利用について

建設労働災害防止の対策について

建設業退職金共済制度、建設共済保険制度、第三者賠償責任補償保険の加入促進と
社会保険加入事業所の適正評価について

建設工事からの不良不適格業者、暴力団等徹底排除の推進について

経営合理化、技術向上等のための研究、講習、研修会の開催について

「地域防災活動連絡協議会」等による、国、県との災害応急対応体制の協議について
地域建設業の経営支援制度ならびにセーフティネットへの対応、および工事情報共有
システムの提供と有効活用の検討について

県内市町村発注工事における中間前払金制度の導入促進について

一般社団法人移行に伴う公益目的支出計画の実施および報告について

その他

2. 事業計画

(1) 会議

(イ) 理事会は年 8 回以内

(ロ) 評議員会は年 2 回以内

(ハ) 監事会は年 2 回以内

(ニ) 各種委員会は年 3 回以内

(2) 連絡協議

(イ) 国、県等の関係官公庁との連絡協議

(ロ) (一社)全国建設業協会との連絡協議

- (八) 東北建設業協会連合会、東北経済連合会との連絡協議
- (二) 日本原燃(株)、電源開発(株)、鉄道建設・運輸施設整備機構等との連絡協議
- (3) 調査研究及び要望、陳情
 - (イ) 国、県等の新しい入札契約制度および独占禁止法関係法令の調査研究
 - (ロ) 公共工物品質確保法、建設業法、公共工事入札適正化法の一体改正の施行に伴う各種事項・及び運用指針についての調査研究
 - (ハ) 公共事業労務費の実態調査と冬期間の施工実態と積算歩掛りの適正化調査
 - (ニ) 若年建設労働者確保対策及び雇用改善対策についての調査研究
 - (ホ) 建設労働災害防止対策についての調査研究
 - (ヘ) 建設産業における生産システム合理化について
 - (ト) 建設技術(工法、機械、克雪等)研究
 - (チ) 公共土木、建築工事等の積算の適正化
 - (リ) 産業廃棄物関係法令および建設副産物の有効利用と処分対策の調査研究
 - (ヌ) 必要に応じた各関係官公庁への陳情
 - (ル) 民間関連事業者(原子燃料サイクル関係等)への陳情
 - (オ) 公益目的事業実施報告書
- (4) 研修、講習事業
 - (イ) ICT(情報通信技術)を活用した「情報化施工」「ASPを活用した情報共有システム」の研修
 - (ロ) 独占禁止法に関連する適正取引の研修
 - (ハ) BCP(「事業継続計画」)に基づく企業価値の維持・向上に関する研修
 - (ニ) 産業廃棄物処理に関わる法令改正等の研修
 - (ホ) その他経営労務・技術向上に関わる研修

3. 啓発指導、受託事業

- (1) 関係団体、報道機関との情報交換
- (2) 建設業退職金共済事業、建設共済保険制度、前払保証事業、第三者賠償責任補償保険等の加入促進活動
- (3) 雇用改善事業、建設業振興基金、全国建設研修センター等の事業実施
- (4) 工事情報共有ASP事業

4. 栄典及び表彰関係

- (1) 叙勲及び国家褒章並びに全国建設業協会等の表彰に関する事項
- (2) 優良事業所及び優秀従業員、職員の表彰に関する事項

5. 各種申請、届出用紙、建設系廃棄物マニフェストの頒布並びに関係資料の配布